

盗撮行為等の規制を強化

「京都府迷惑行為防止条例」 の一部を改正

令和2年1月18日施行

※ 条例名が「京都府迷惑行為等防止条例」へ変わります。

- 新たな態様の卑わいな行為に対する規制
- 盗撮行為に対する規制の拡充
- 盗撮の準備行為に対する規制の拡充
- つきまとい行為等に対する規制の拡充
- 罰則の新設・強化



イラスト： 京都精華大学 高橋 由衣

改正概要

「卑わいな言動」を包括的に規制

現行条例では、盗撮を除く卑わいな行為として、他人の身体を触ること、着衣等で覆われている他人の下着等をのぞき見ることなど、類型化した8種類の行為を規制していますが、これに該当しない

- 服の上から執拗に胸・尻部等を撮影
- 性的な映像を見せる・送る

などの行為を新たに

「卑わいな言動をすること」
として包括的に規制しました。



盗撮行為に対する規制の拡充

- 下着等の盗撮の規制場所を「公衆の目に触れるような場所」から「公共の場所、公共の乗物、事務所、教室、タクシーその他不特定又は多数の者が出入りし、又は利用する場所又は乗物」に改正しました。
- 裸や下着姿等の人に対する盗撮の規制場所を、公衆の存在を前提とした場所から、「住居、宿泊の用に供する施設の客室、更衣室、便所、浴場その他人が通常着衣の全部又は一部を着けない状態であるような場所」に改正しました。

盗撮の準備行為に対する規制の拡充

現行条例では、盗撮目的で他人の着衣の中が見える位置にまで撮影機器を差し出す行為を規制していますが、この行為に加え、裸体や下着を撮影する目的で、下着等に撮影機器を向ける行為を新たに規制することとしました。

また、盗撮目的で撮影機器を向ける行為と同様に、

撮影機器を設置する行為
についても新たに規制しました。



つきまとい行為等に対する規制の拡充

現行条例では、恋愛感情を除く妬み、恨み等による、つきまとい、待ち伏せ、進路妨害、見張り、住居等への押し掛けを規制していますが、同様の方法や目的で反復して行われる行為の1つとして

「住居等の付近をうろつくこと」
を追加して規制しました。

* 恋愛感情に起因するつきまとい行為等は、
ストーカー行為等の規制等に関する法律において規制



罰 則

- 「卑わいな言動」を包括的に規制 → 6月（1年）以下の懲役又は50万円（100万円）以下の罰金
- 盗撮行為に対する規制の拡充
 - ・ 人の裸体や下着等を盗撮する行為 → 1年（2年）以下の懲役又は100万円（100万円）以下の罰金
 - ・ 盗撮の準備行為に対する規制の拡充（撮影機器を向ける行為、設置する行為） → 6月（1年）以下の懲役又は50万円（100万円）以下の罰金
- 「つきまとい行為等」（罰則強化）
→ （改正前）6月（1年）以下の懲役又は50万円（100万円）以下の罰金
（改正後）1年（2年）以下の懲役又は100万円（100万円）以下の罰金

*（ ）は、常習の場合



京都府警察本部

人身安全対策課

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町

電話番号：075-451-9111